

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 5 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">適用関係 被保険者の資格取得、喪失、種別変更、氏名・住所変更等に関する届出、任意加入及び資格喪失の申出、付加保険料納付・辞退を受理し、日本年金機構へ報告する。免除関係 保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請を受理し、日本年金機構へ報告する。給付関係 基礎年金(老齢・障害・遺族)の裁定請求、未支給年金、死亡一時金等の請求を受理し、日本年金機構へ報告する。協力・連携 日本年金機構との協力・連携事務として、所得情報ははじめ各種情報提供等、口座振替申出の受付等の被保険者へのサービス向上につながる事務を行い報告する。特別障害給付金関係 特別障害給付金に関する届け出を受理し、日本年金機構へ報告する。年金生活者支援給付金関係 年金生活者支援給付金に関する届け出を受理し、日本年金機構へ報告する。 |
| ③システムの名称 | <ol style="list-style-type: none">国民年金システム共通基盤連携サーバー住民基本台帳システム団体内統合宛名システム中間サーバー住登外者宛名番号管理機能システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号)第9条第1項別表46、116、128項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康こども部保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鞆飼55番地 019-656-6558 |

| | |
|--|--|
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 滝沢市 健康子ども部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6531 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底することを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | |

| 9. 監査 | |
|--|--|
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</div> |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、他機関における滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書等を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の際に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|--|--|------|-------------------------------------|
| 令和1年6月30日 | I.1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 国民年金法に基づき、以下の事務を行う。 (略) 2. 免除関係 保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例申請を受理し、日本年金機構へ報告する。 (略) | 国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 (略) 2. 免除関係 保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請を受理し、日本年金機構へ報告する。 (略) 5. 特別障害給付金関係 特別障害給付金に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。 6. 年金生活者支援給付金関係 年金生活者支援給付金に関する届出を受理し、日本年金機構へ報告する。 | 事後 | 法改正に伴う変更を様式変更に合わせて反映したもの。 |
| 令和1年6月30日 | I.3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の31項 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の31、83、95項 | 事後 | 法改正に伴う変更を様式変更に合わせて反映したもの。 |
| 令和1年6月30日 | I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 保険年金課長 櫻田 光政 | 課長 | 事後 | 様式変更により訂正したもの。 |
| 令和1年6月30日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 | 平成27年3月31日時点 | 令和元年5月31日時点 | 事後 | 様式変更に伴い再度実施したもの。 |
| 令和1年6月30日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者人数 | 平成27年6月30日時点 | 令和元年5月31日時点 | 事後 | 様式変更に伴い再度実施したもの。 |
| 令和1年6月30日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-684-2111 | 滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6558 | 事後 | 課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|--------------------------------|
| 令和1年6月30日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶉飼55番地 019-684-2111 | 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶉飼55番地 019-656-6530 | 事後 | 直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したものの。 |
| 令和1年6月30日 | IV.リスク対策 | 記載事項なし | リスク対策の実施状況を追加 | 事後 | 様式変更により追加したものの。 |
| 令和2年12月17日 | 表紙 評価書名 | 国民年金事務 基礎項目評価書 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 | 事後 | 再評価実施に合わせて変更したものの。 |
| 令和2年12月17日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 滝沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 滝沢市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | 再評価実施に合わせて変更したものの。 |
| 令和2年12月17日 | I 関連情報 1.特定個人情報を取扱う事務 ①事務の名称 | 国民年金事務 | 国民年金に関する事務 | 事後 | 再評価実施に合わせて変更したものの。 |
| 令和2年12月17日 | I 関連情報 3.個人情報の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の31、83、95項 | 1 .行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の31、83、95項 2 .行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条、第68条の2 | 事後 | 再評価実施に合わせて修正したものの。 |
| 令和2年12月17日 | I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 滝沢市役所 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶉飼55番地 019-656-6531 | 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶉飼55番地 019-656-6531 | 事後 | 再評価実施に合わせて修正したものの。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|------------------------|
| 令和2年12月17日 | Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数 | 令和元年5月31日時点 | 令和2年3月31日時点 | 事後 | 再評価実施により再度実施したものの。 |
| 令和2年12月17日 | Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者人数 | 令和元年5月31日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 再評価実施により再度実施したものの。 |
| 令和2年12月17日 | Ⅳ.リスク対策 6.情報ネットワークシステムとの接続 | []接続しない(入手) []接続しない(入手) | [○]接続しない(入手) [○]接続しない(入手) | 事後 | 再評価実施に合わせて修正したものの。 |
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 | 令和2年3月31日時点 | 令和3年3月31日時点 | 事後 | 記載内容の見直しに伴い、再度実施したものの。 |
| 令和3年9月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年7月31日時点 | 事後 | 記載内容の見直しに伴い、再度実施したものの。 |
| 令和7年3月25日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. 国民年金システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー | 1. 国民年金システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 住登外者宛名番号管理機能システム | 事前 | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |
| 令和7年3月25日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表第一の31、83、95項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条、第68条の2 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号) 第9条第1項別表46、116、128項 | 事前 | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |
| 令和7年3月25日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉部保険年金課 | 健康子ども部保険年金課 | 事前 | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------------|---|---|------|----------------------|
| 令和7年3月25日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6531 | 滝沢市 健康こども部保険年金課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6531 | 事前 | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |
| 令和7年3月25日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 1万人以上10万人未満 (令和3年3月31日時点) | 1万人以上10万人未満 (令和6年12月31日時点) | 事前 | 評価の再実施 |
| 令和7年3月25日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 500人未満 (令和3年7月31日時点) | 500人未満 (令和6年12月31日時点) | 事前 | 評価の再実施 |
| 令和7年3月25日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 | - | <p>十分である 【判断の根拠】</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底することを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | 事前 | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|--------|---|------|----------------------|
| 令和7年3月25日 | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | <p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>【当該対策は十分か【再掲】】 十分である</p> <p>【判断の根拠】 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、他機関における滅失事案(書棚の整理の際に、職員から提出された特定個人情報が記録された申請書を綴った文書ファイルの紛失が発覚した事案。年度末の不要文書の廃棄作業の際に、誤廃棄したと思われる。)を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 <p>を徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> | 事前 | 評価の再実施及び新様式への移行に係る修正 |